

第100回あるべき税制委員会、第117回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

令和元年7月2日、合同委員会で税制当局から「G20とデジタル経済化の税制」について、福岡で開催されたG20の議論を紹介いただき、その後メンバーで議論を行いました。資料は別添、説明の概要は以下のとおり。

今回は、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト参加国（約130か国・地域）の間で議論し、2019年6月のG20財務大臣会合（於：福岡）に本作業計画を提出・承認した。本作業計画では、2つの柱からなる解決策について検討し、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとされている。

第一の柱は、新たな利益配分ルールとして、二重課税を発生させることなく、再配分する利益を算定する複数のアプローチを検討している。

第2の柱として、国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国（＝軽課税国）への利益移転に対し、利益を移転されている国が課税できるよう以下のルールを導入する検討が行われている。

- (1)軽課税国に所在する子会社等へ帰属する所得を親会社の所得と合算して課税
- (2)軽課税国に所在する関連企業への支払い（例：使用料）に対し、支払会社側の国でその支払いに対し課税

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。